

群馬大学利益相反管理昭和地区部会内規

平成20年10月16日 制定

改正 平成22年4月1日 平成23年4月1日

平成25年4月1日 平成27年4月1日

(趣 旨)

第1条 この内規は、国立大学法人群馬大学利益相反マネジメント規程第18条の規定に基づき、利益相反管理昭和地区部会（以下「部会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 部会は、大学院医学系研究科、大学院保健学研究科、医学部附属病院及び生体調節研究所（以下「研究科等」という。）の利益相反に関する事項を審議する。

(組 織)

第3条 部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。

- (1) 医学部附属病院臨床試験審査委員会委員長
- (2) 医学部附属病院臨床試験部長又は医学部附属病院臨床試験部副部長
- (3) 医学系研究科長（以下「研究科長」という。）が指名する者 若干人
- (4) 保健学研究科長が指名する者 若干人
- (5) 生体調節研究所長が指名する者 1人

(任 期)

第4条 前条第3号から第5号までの部会員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部 会 長)

第5条 部会に部会長を置き、第3条の部会員の中から医学系研究科長が指名する者をもって充てる。

2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議は、部会員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(部会員以外の者の出席)

第7条 部会長が必要と認めたときは、部会員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(報 告)

第8条 部会長は、部会の決定事項を研究科等の長に報告するものとする。

(事 務)

第9条 部会の事務は、関係部局の協力を得て、研究推進部産学連携推進課において処理する。

(雑 則)

第10条 この内規に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(内規の改廃)

第11条 この内規の改廃は、大学院医学系研究科、大学院保健学研究科及び生体調節研究所の教授会並びに医学部附属病院の臨床主任会議の議を経て、医学系研究科長が行う。

附 則

1 この内規は、平成20年10月16日から施行する。

2 この内規施行後、最初に指名される第3条第3号及び第4号の部会員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行後、最初に指名される第3条第4号の部会員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。